

第 2 2 期 第 1 3 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年6月9日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名	
委 員	会 長	富 田 重 基	
	会長代理	立 石 政 男	
	委 員	古 川 今 日 志	
	〃	福 田 隆 一	
	〃	西 崎 昭 一	
	〃	田 村 義 夫	
	〃	柴 田 武 信	
	〃	佐々木 信 昭	
	〃	尾 野 明 彦	
	〃	野 土 一 公	
	〃	堀 内 精 二	
	〃	黒 滝 洋 子	
	〃	竹ヶ原 公	
事 務 局	欠席委員	山 本 幸 宏	
	〃	東 信 行	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人	
	主任専門員	八 島 美 奈 子	
県 側	水産振興課	三 橋 潤 一 郎	
		副 参 事	清 藤 真 樹
		総括主幹	相 坂 幸 二
		主 幹	内 山 弘 章
		技 師	蝦 名 浩
		技師	小 笠 原 佑 馬
	西北地方水産事務所 所 長		
	下北地方水産事務所 主 事		

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）

議案第3号：西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

会 長

それでは、ただ今から、第22期第13回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席いただきまして感謝いたします。

さて、本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項1件の予定がされておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、それでは、今回の議事録署名人として、古川委員と福田委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは説明します。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、県の方から、議案第1号の補足説明させていただきます。

資料1の1ページ目をおめくりください。2ページ目から説明させていただきます。

いつもどおり、漁業の種類と漁協、それから隻数について説明させていただきます。

まず、なまこ固定式刺し網漁業でございます。

上から2段が外ヶ浜漁協で、それぞれ22隻と46隻。それから次の2段、青森市漁協で、14隻と48隻となっております。次の段が平内町漁協で、469隻。それから下の、一番下の段が野辺地町漁協で、35隻となっております。

3ページ目を御覧ください。横浜町漁協で65隻。それから、下3段は、全てむつ市漁協で、上から20隻、18隻、12隻となっております。

これは、3年の許可期間の更新期ということで、許可する隻数等をあげております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

これは、なまこ雑けた網漁業でございます。

川内町漁協から1隻、新規ということであっております。これは、他の許可に合わせるため、10月から5年4月の30日までの許可期間ということにしております。

続いて、5ページ目を御覧ください。

小型いか釣り漁業、するめいかでございます。

これは2隻、追加ということでございまして、先日の5月24日に東部海区に諮問したものでございます。

県からの説明は以上となっております。御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和4管理年度における漁獲許可量の当初配分案について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、御説明します。

資料1を御覧ください。

県からの諮問書になります。主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和4年5月25日付け4水管第649号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯については、この諮問文にあるとおりで、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、説明いたします。

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について説明します。

議案第2号資料1、3ページ目を御覧ください。

令和4年5月25日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群等に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法の規定により、県資源管理方針に即して定めることとなっており、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

今般、本県の知事管理漁獲可能量を設定するのは、本県に数量配分がある、まさば及びごまさば太平洋系群となっております。

また、まさば及びごまさば太平洋系群についての配分数量は、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安の数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から助言、指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明になります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

ありがとうございます。

それでは、議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業については、各種漁業間の漁場の競合や漁具被害が発生するなど、操業上のトラブルが発生した経緯があり、平成18年からは、届出制による操業制限の指示を、平成21年からは、承認制による操業制限の指示を発動しているものです。

議案第3号資料1を御覧ください。

青森県農林水産部長から西部海区漁業調整委員会会長あての委員会指示の発動依頼文です。昨年と同じ内容により発動を求めているものです。読み上げは省略させていただきます。

2ページ以降は、委員会指示案、まぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領案となっております。資料1の一番後ろ、16ページ目には、西北水産振興会会長から知事あての発動依頼文が添付されております。

資料の2を御覧ください。

西北水産振興会から西部海区漁業調整委員会会長あての依頼文ですが、これも同様の内容となっております。令和4年度漁期においても、関係漁業者間の協定が締結されたことを踏まえてのものとなっております。

なお、秋田県船の域外水揚げについても、これまで同様の配慮を踏まえた要請となっております。

3ページ目以降は、操業協定書になりますが、これも昨年と同じ内容となっており、後の方の9ページ目の図面、これに記載された操業区域、操業期間、これについても昨年と同じものとなっております。

10から11ページ目に本年5月12日付けで本協定が締結されたことを示す協定当事者が示されております。

以上を踏まえまして、資料3に西部海区委員会の指示案を示しておりますので、読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第7号（案）。

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和4年6月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以上となりますが、以下の制限期間、承認期間、対象者の実績の年数を1年更新しておりますが、それ以外は昨年と同じ内容となっており、末尾の指示の有効期限は、令和4年6月の発動の日から令和5年3月31日までとなっております。

最後に参考資料を御覧ください。

日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の漁獲の実績です。

表の1は、令和3年度の実績、図1は漁協別の漁獲量、図2は月別の漁獲量を示したものです。

表2は、平成27年からの実績を示しておりますが、県内船については、昨年と同じ6漁協の所属船72隻に承認し、このうち漁獲の実績があったものが69隻で、その水揚げは、約124トンの実績でした。

県外船は、秋田県漁協の所属船17隻に承認し、うち16隻が操業し、その水揚げは約14トンとなっております。

図3は、それをグラフにしたもので、それぞれの項目とも期間を通じてほぼ横ばいとなっております。

事務局からは以上です。

会 長

続きまして、県からの説明をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

県からこの件について、若干説明させていただきます。

今、事務局の方からも御説明があったとおり、この委員会指示の発動につきましては、21年以降の承認制ということで、常々お願いしているところでございます。

今年度も協定が無事締結されましたので、昨年と同じで年次と実績のところを延ばした形で指示の方をお願いするというものでございます。

県からの補足説明は以上でございますので、御審議の方をよろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

ここでちょっと休憩とします。

・・・・・・・・・・ 休憩（午後1時46分から午後1時48分）・・・・・・・・・・

会 長

それでは休憩を解きまして、改めて御審議をお願いしたいと思っております。
何かございませんか。

委 員

(「ございません」の声あり。)

会 長

それでは、他に質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第3号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ

漁業の操業の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することを決定いたします。

なお、公示に当たって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

①の「令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を県から説明をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、御報告させていただきます。

お配りしております報告資料1を御覧ください。

令和4年6月8日付けで、県は漁業法に基づき知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

変更の内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が377.0トンから0.6トン増え、377.6トンとなっております。これは、国の追加配分における消化率メリットについて、消化率メリットの対象となっていない岩手県に誤って追加配分していたため、その分を国が回収して、その他の消化率メリット対象である18都道府県に再配分したことによるものです。

なお、これらの計画変更については、漁業法に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続き迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会の事前諮問をせずに手続きをして、手続き後に報告する旨、令和4年1月13日付け青水振1312号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

説明については、以上です。

会 長

ただ今、県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、補足として、まぐろ管理委員会会長である堀内委員から何か補足説明があれば、よろしくお願いします。

堀内委員

私の方からは特別ないんですけど、まぐろ資源管理委員会としては、今日御出席の委員の皆さん、そして青森県水産局の御尽力で全会一致で今年の枠が決定いたしました。大変ありがとうございました。

会 長

他にございませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

他に質問とかもないようですので、以上、これをもちまして、第22期第13回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了：午後1時52分